

令和元年三重県議会定例会

総務地域連携常任委員会 提出資料

目次

◎議案事項

議案第 59 号 三重県公文書等管理条例案について	1
---------------------------	---

◎所管事項

1 「『みえ県民カビジョン・第三次行動計画』(仮称) 中間案に対する意見」への回答について(総務部関係分)	3
2 「『みえ県民カビジョン・第三次行動計画(仮称)』最終案について (総務部関係分)	4
3 「『みえ県民カビジョン・第三次行動計画』(仮称)中間案及び 次期の『三重県行財政改革取組』(素案)に基づく今後の『県政運営』 等に関する申入書」への回答(行財政改革取組部分)	13
4 第三次三重県行財政改革取組(仮称)中間案について	別冊1
5 内部統制に関する方針(中間案)について	別冊2
6 職員の人材育成等について	15、別冊3、別紙1
7 審議会等の審議状況について	17

(別冊1) 第三次三重県行財政改革取組(仮称)(中間案)

(別冊2) 内部統制に関する方針(中間案)について

(別冊3) 「三重県職員人づくり基本方針」改定にかかる報告書

(別紙1) 「三重県職員人づくり基本方針」改定にかかる報告書概要

令和元年12月13日
総 務 部

三重県公文書等管理条例案について

1 制定理由

公文書の適正な管理、特定歴史公文書の適切な保存、利用等を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるよう、公文書等の管理に関する基本的事項を定めるものです。

2 制定内容

次の事項について規定します。

- (1) 条例の目的等
- (2) 公文書の作成、整理、保存、廃棄、移管等
- (3) 特定歴史公文書等の保存、利用等
- (4) 審査請求
- (5) 三重県公文書等管理審査会の組織、運営等
- (6) 研修等の人材育成
- (7) 雑則

3 実施期日

一部を除き、令和2年4月1日から施行します。

1 「『みえ県民カビジョン・第三次行動計画』（仮称）中間案に対する意見」への回答（総務部関係分）

総務地域連携常任委員会

番号	行政運営の取組名	主担当部局	委員会意見	回答
行政運営2	行財政改革の推進による県行政の自立運営	総務部	コンプライアンスの推進については、みえ県民カビジョン・第三次行動計画（仮称）、次期三重県行財政改革取組でも取り組むこととされている。それぞれで対象職員の範囲が異なるが、知事部局、教育委員会、警察本部のどこまで含まれるか分かりづらいため、表記について検討されたい。	<p>コンプライアンスの推進については、知事部局のみならず教育委員会や警察本部についても対象としています。</p> <p>しかしながら、業務内容の特殊性や任命権者それぞれのマネジメント方法があることから、具体的な取組については、教育委員会や警察本部が主体的に内容を決定し、実施しています。</p> <p>このことをふまえ、それぞれの計画における対象職員の範囲に応じた表記について、より分かりやすいものとするよう検討します。</p>
行政運営6	スマート自治体の推進		県が得たノウハウや知識を県内市町でも活用できるよう、県の推進主体である総務部が、積極的に部局間で情報提供等を行うような体制を構築し、取組を進められたい。	<p>スマート自治体の推進については、総務部が主体となり次期の行財政改革取組の柱として取り組んでいくことを想定していますが、地域連携部とも綿密に連携し、市町への情報提供等にも心がけて取り組んでいきたいと考えています。</p>

2 「みえ県民カビジョン・第三次行動計画（仮称）」最終案について(総務部関係分)

行政運営2 行財政改革の推進による県行政の自立運営

めざす姿（令和5年度末での到達目標）

県民の皆さんからの信頼回復と、「挑戦する風土・学習する組織」への取組がさらに進み、高い意欲と能力を持つとともにコンプライアンス意識が向上した職員が育ち、日本一、幸福が実感できる三重、働きやすい県庁となっています。

現状と課題

- 自治体においても働き方改革を進め、生産性の向上と正確性の確保を両立させたスマート自治体をめざしていく必要があります。また、県民の皆さんの信頼を損なうような不適切な事務処理等が発生しており、一層のコンプライアンスの推進が求められています。こうした現状をふまえつつ、県政を取り巻く社会経済情勢の変化や厳しい財政状況等に的確に対応するためには、さらなる行財政改革に取り組む必要があります。
- 行政ニーズの複雑化・高度化や厳しい行財政環境の中で、引き続き、現場を重視し、県民の皆さんと共に「協創」の取組を進めるとともに、自ら考え、未来を切り開くための取組にも果敢に挑戦できる人材育成を進める必要があります。また、職員の能力が最大限に発揮できる職場づくりに一層取り組み、県民サービスの向上につなげていく必要があります。
- 職員の危機管理意識の向上を図るため、研修等を実施していますが、危機への対応に改善を要するケースもあることから、引き続き意識向上を図ることで危機の未然防止の実効性を高めるとともに危機の対応能力の向上を図る必要があります。
- 職員が心身ともに健康で、職場においてその能力を十分に発揮することが求められているため、職員自身のこころと体の健康への関心を喚起し、セルフケアに対する意識の向上を図る必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の実現に向けて、県民の皆さんとの「協創」の視点を持ち、「新しい豊かさ」を享受できる三重づくりに積極的に取り組む人材の育成や、仕事の進め方改革、コンプライアンスの推進に取り組みます。

取組方向

■ **基本事業1 県民の皆さんに成果を届けるための仕事の進め方改革の推進**

適切かつ確実な危機管理の実施に向けた取組を引き続き進めます。行財政改革の取組を的確に進行管理するとともに、改善・改革が意欲的に行われる組織風土づくりを進めます。とりわけ、スマート自治体をめざし、AIやRPA等、ICTの新しい技術の活用に取り組みます。また、職員一人ひとりの「ワーク」と「ライフ」の高度な両立を実現させるために、ワーク・ライフ・マネジメントを推進します。

■ **基本事業2 不適切な事務処理および不祥事0（ゼロ）をめざすコンプライアンスの推進**

県民の皆さんからの信頼回復に向けて、コンプライアンスの推進体制を確立するとともに、職員一人ひとりのコンプライアンス意識や事務処理能力を高め、的確な業務の進め方を徹底するなど、不適切な事務処理および不祥事0（ゼロ）をめざし、コンプライアンスの推進に取り組みます。

■ **基本事業3 人材育成の推進**

時代の変化に的確に対応できる多様な人材の育成や、「挑戦する風土・学習する組織」への取組を進めるとともに、職員のこころと体の健康保持・増進に努めます。

主指標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
行財政改革取組の達成割合	-	100%	次期の行財政改革取組における全ての具体的取組のうち、達成した取組の割合

副指標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
事務改善取組の実践（「MIE職員カアワード」への応募）	79.3% (30年度)	92.0%	「MIE職員カアワード」に応募した所属の割合
「コンプライアンス」の徹底に取り組んだ所属（知事部局等、教育委員会、警察本部）の割合	-	100%	各所属において、コンプライアンスの徹底に向けて掲げた全ての目標について、達成した所属の割合

行政運営3 行財政改革の推進による県財政の的確な運営

めざす姿（令和5年度末での到達目標）

将来世代に負担を先送りすることなく持続可能な財政運営が行われ、県の政策が効果的に展開されています。

現状と課題

- 県財政は、これまで公債費の抑制など財政健全化の取組を進めてきた結果、第二次行動計画の県民指標に掲げた県債残高や「三重県財政の健全化に向けた集中取組」の数値目標である経常収支適正度^{注1}が順調に改善するなど、成果があらわれつつあります。しかしながら、引き続き公債費が高水準にあること、社会保障関係経費が増加すると見込まれることなどから、今後も、財政の健全化に向けた取組を進める必要があります。
【参考】県債（臨時財政対策債等を除く。）の令和元（2019）年度末残高見込：7,677億円（目標：7,684億円）、令和元（2019）年度の経常収支適正度：99.8%（目標：100%以下）
- 税收確保対策については、個人住民税の特別徴収義務者の指定を徹底するなど市町と連携した取組を実施した結果、県税収入未済額の縮減、徴収率の向上等の成果をあげることができました。今後も一層の税收確保対策を進める必要があることから、引き続き県民の皆さんが納税しやすい環境の整備拡充や滞納整理の強化に努めるなど、効果的な取組を行う必要があります。
- 公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づき、県有財産の有効活用や未利用財産の売却等による歳入確保に一層取り組む必要があるとともに、引き続き公共施設等の適切な質と量の確保に取り組む必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の実現には、将来世代に負担を先送りすることがない持続可能な行財政運営の維持が不可欠です。このため、県財政の基盤強化と機動的かつ弾力的な財政運営の確立に向けた取組を進めます。

注) 1 経常収支適正度：予算編成の段階で経常的支出の規模が適正かどうか判断するための指標として三重県独自に設定。

<算出式>

$$\frac{\text{経常的支出（人件費、公債費、社会保障関係経費、庁舎管理経費等）}}{\text{経常的収入（県税、地方交付税等の一般財源）}} \times 100$$

取組方向

■ 基本事業1 持続可能な財政運営の推進

一般財源の規模に見合う適正な歳出規模を堅持し、過度に県債に依存することのない持続可能な財政運営をめざして、県債発行の抑制に配慮した予算編成に努めるなど財政運営の改革に取り組みます。

■ 基本事業2 公平・公正な税の執行と税収の確保

納税者および特別徴収義務者が税に関する重要性の理解を深め、適正に自主申告・自主納税されるよう、公平で適正な賦課徴収を行うとともに、市町と連携した滞納額の縮減や納税環境の一層の整備に取り組みます。

■ 基本事業3 最適な資産管理と職場環境づくり

「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づき、県の公共施設等について、未利用財産の売却や貸付、有料広告事業等の利活用を進めるとともに、予防保全的な維持管理による長寿命化や将来の利用見込み等を見据えた適切な配置と規模の確保に取り組みます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
経常収支適正度	99.8%	99.0%	当初予算における経常的支出額を経常的収入額で除した率

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
県債残高	7,722 億円 (30年度)	(検討中)	一般会計における県債残高 (ただし、国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等、発行について県の裁量の余地がないものおよび国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等に係るものを除く)
県税徴収率	98.80% (30年度)	99.05%	個人県民税を含む県税収入額を調定税額で除した率
新規歳入確保取組数 (累計)	15 件	75 件	「みえ県有財産利活用方針」に基づく未利用財産等の利活用(売却、貸付等)や有料広告、ネーミングライツ、クラウドファンディング等により歳入確保を図った件数

行政運営6 スマート自治体の推進

めざす姿（令和5年度末での到達目標）

I C Tの新しい技術の活用により、生産性の向上と正確性の確保を両立させたスマート自治体に向けた取組が進み、職員の働き方の質が高まるとともに、県民サービスの向上につながっています。

また、スマート自治体を支える情報通信基盤の整備と情報セキュリティの確保が進み、安心かつ快適に利用できる環境が整っています。

現状と課題

- 県民ニーズに的確に対応しつつ、多様でかつ柔軟な働き方を推進していくため、働き方改革を進め、生産性の向上と正確性の確保を両立させたスマート自治体をめざして、I C Tの新しい技術の活用に積極的に取り組んでいく必要があります。
- I C Tを活用して、より多様で、使いやすい行政サービスやオープンデータ等による行政情報の提供を行い、県民・行政相互の情報交流を進めていく必要があります。
- スマート自治体を支える情報通信基盤の安定運用に取り組むとともに、費用対効果や信頼性のさらなる向上に向けて、効率的に業務を遂行できる情報通信基盤の整備を進めていく必要があります。また、高度化・巧妙化しているインターネット等からの脅威に対し、情報セキュリティの確保に取り組む必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

生産性の向上と正確性の確保や県民の皆さんの利便性の向上につなげるため、A IやR P A等の新たな技術の活用に取り組むとともに、安心して県の情報システムを利用できるよう、適正なI C T投資管理を行い、情報通信基盤の安定運用と改善を図ります。

県民の皆さんが多様なI C Tを活用できる環境づくりのため、電子申請・届出システムの利用促進、オープンデータの提供など、I C T環境の向上や整備に取り組めます。

取組方向

■ 基本事業1 スマート自治体に向けた新しい技術の活用

職員が、企画立案業務や県民の皆さんへの直接的なサービスの提供など、職員でなければできない業務に注力することで、県民サービスの向上につなげるため、スマート自治体に向けた推進体制の構築に取り組むとともに、ICT、とりわけAIやRPA等の新たな技術の活用やペーパーレス化等による業務改善、柔軟かつ弾力的な働き方に向けたモバイルワーク導入等の取組を進めます。

■ 基本事業2 ICTを活用した行政サービスの提供

行政手続や各種の募集事業等で有効活用するために、電子申請・届出システムのさらなる利用促進に取り組みます。

地域情報をわかりやすく提供するために、地理情報システムの活用を促進します。また、県有データのオープンデータ化を進めます。

■ 基本事業3 情報通信基盤の整備とセキュリティの確保

行政WANやグループウェア等の情報通信基盤の安定運用に努めるとともに、効率的に業務を遂行できるよう、システムの最適化を図りながら整備を進めていきます。

また、情報セキュリティ意識の向上を図り、情報化の基盤となる人材の育成を推進します。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
スマート自治体の進展を実感する職員の割合	—	60.0%	スマート自治体に係る「職員アンケート」で、ICTを活用したスマート自治体の取組により、効率的な業務環境の整備が進展し、働き方が変わったと実感する職員の割合

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
テレワーク(モバイルワークやサテライトオフィス等)を利用した所属数	—	167 所属	外出先等からテレワーク(モバイルワークやサテライトオフィス等)を利用した所属数
電子申請・届出システムによる申請件数	18,765 件 (30 年度)	22,000 件	電子申請・届出システムにより県が提供する多様な行政サービスの利便性が広く浸透した結果、県民等が同システムを利用した件数

行政運営の取組の数値目標

各行政運営の取組に設定した、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標である「主指標」と、施策を適切に評価する際に、県の取組によって得られた成果や県の取組の効果がわかる指標で、「主指標」を補足するのにふさわしい代表的な指標である「副指標」の一覧です。

1 行政運営 ～施策の推進を支えるために～

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
行政運営2	主指標	継続	行財政改革取組の達成割合	次期の行財政改革取組では、第2次と同様に具体的取組ごとと工程を設定しており、全ての具体的取組のうち達成した取組の割合を目標とすることが、全体としての進行管理を行う上で適当と判断されることから選定しました。	次期の行財政改革取組は令和2年度～5年度を取組期間としており、この期間内に全ての具体的取組を達成すべきであると考え、設定しました。	-	100%
行政運営2	副指標	継続	事務改善取組の実践（「MIE職員力アワード」への応募）	職員の自主的・創造的な改善・改革の取組等を讃える表彰制度である「MIE職員力アワード」に応募する所属の割合が高まることは、より質の高い行政サービスの提供事例が幅広く行われていることをあらわすことから選定しました。	第二次行動計画期間における実績をふまえ、県庁内の改善・改革活動をさらに幅広く展開していくことが必要と考え、92%とすることを目標に設定しました。	79.3% (30年度)	92.0%
行政運営2	副指標	新規	「コンプライアンスの徹底」に取り組んだ所属（知事部局等、教育委員会、警察本部）の割合	県民の皆さんからの信頼回復に向け、コンプライアンスの徹底を図る取組を進める必要があることから選定しました。	コンプライアンスの徹底に向けた目標を確実に達成していく必要があることから、令和5年度まで各年度100%と設定しました。	-	100%
行政運営3	主指標	新規	経常収支適正度	経常的支出が高水準にあることが県財政の硬直化を招いており、予算編成の段階で経常的支出の規模を管理するため選定しました。	一般財源の規模に見合う適正な歳出規模を堅持するため、現状値の99.8%を段階的に引き下げることをめざし、令和5年度の目標値を99.0%に設定しました。	99.8%	99.0%
行政運営3	副指標	継続	県債残高	持続可能な財政運営を確立するため、可能な限り県債残高（臨時財政対策債等を除く）を抑制することが必要であることから選定しました。	今後、現状値を把握し、目標値を設定します。	7,722億円 (30年度)	(検討中)
行政運営3	副指標	変更	県税徴収率	第二次行動計画では、個人県民税を除く県税徴収率を指標としていましたが、県税の収入未済額の約8割を市町が徴収する個人県民税が占めており、県と市町が連携して徴収強化に取り組んでいることを測定できる指標として、個人県民税を含む県税徴収率を選定しました。	令和5年度において、徴収率の全国順位（平成30年度は19位）が全国5位を狙える水準となるよう目標設定を行いました。	98.80% (30年度)	99.05%
行政運営3	副指標	新規	新規歳入確保取組数（累計）	三重県財政の健全化に向けて、多様な財源確保策を推進し、より一層の歳入確保を図る必要があることから選定しました。	令和元年度の新規歳入確保取組数の実績見込み値である年間15件を、令和5年度まで毎年度達成していくことをめざし、目標値を設定しました。	15件	75件

施策 番号	区分	新規・ 継続 の別	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
行政 運営6	主 指標	新規	スマート自治体の 進展を実感する職 員の割合	スマート自治体の推進によ り、職員の働き方の質が高ま ることをめざしていることか ら選定しました。	スマート自治体推進の取組 を実施・進展させること で、令和5年度には職員の 半数以上がスマート自治体 の進展を実感していること をめざし、目標値を60%に 設定しました。	-	60.0%
行政 運営6	副 指標	新規	テレワーク（モバ イルワークやサテ ライトオフィス 等）を利用した所 属数	テレワークは、生産性や住民 サービスの向上など、働き方 改革の切り札として期待され ており、スマート自治体に向 けた新しい技術の活用に対す る指標となることから選定し ました。	令和2年度中に本格実施す るモバイルワーク環境は 500台での利用を上限とし ているため、令和5年度に は最大500台の端末を想定 し、167所属（1所属あたり 3台）においてモバイル ワークが利用されているこ とを目標として設定しまし た。	-	167所属
行政 運営6	副 指標	継続	電子申請・届出シ ステムによる申請 件数	ICTを活用した行政サービ スの利用状況をあらわす指標 であることから選定しまし た。	さらなる利用促進を図り、 令和5年度には、平成27年 度から平成30年度までの年 間平均利用件数18,220件か ら20%増加することをめざ し、22,000件を目標として 設定しました。	18,765件 (30年度)	22,000件

3 「『みえ県民カビジョン・第三次行動計画』（仮称）中間案及び次期の『三重県行財政改革取組』（素案）に基づく今後の『県政運営』等に関する申入書」への回答（行財政改革取組部分）

（総括的事項）

番号	申し入れ内容	主担当部局	全員協議会・委員会意見	回 答
2 次期の「三重県行財政改革取組」（素案）について				
1	現場重視の理念	総務部	<p>現行の取組では、柱のひとつとして「現場重視」の考え方が明確に示されていますが、素案の中では示されていません。</p> <p>三重県の行財政改革取組の推進にあたって、共通認識であるべき「協創」を実現するためには、職員が現場・実践体験を積み、県民の皆さんと対話するなど、現場を重視する理念は、欠かせない重要なものであると考えることから、次期取組においても明記されるよう要望します。</p>	<p>現行の行財政改革取組において、現場を重視し、多様な主体との協創の取組を推進してきたところですが、次期の行財政改革取組においても、引き続き、こうした基本理念に基づいて取り組んでいくこととしており、その旨明記しました。</p>
2	スマート自治体の推進	総務部	<p>素案では、生産性の向上と正確性の確保を両立させることを目的にスマート自治体に向けた取組を推進することとしています。</p> <p>取組の推進にあたっては、職員がやるべきこと、ICT等の新技術を活用していくべきことの仕分けが必要であり、その過程で職員が県の業務のあり方や県民サービスがどうあるべきかを考えることは、職員の政策形成能力を高める機会にもなりうると考えられます。</p> <p>スマート自治体の推進にあたっては、生産性の向上、正確性の確保だけをゴールにするのではなく、取組の推進により生まれた時間を人にしかできない業務に充てるなど、その先にあるめざすべき姿を明らかにするとともに、職員の政策形成能力が高まるような仕組みづくりに取り組まれることを要望します。</p>	<p>スマート自治体の推進については、生産性の向上と正確性の確保を図り、職員は企画立案業務や県民への直接的なサービスの提供など、職員でなければできない業務に注力すること、そして県民サービスの向上につなげることをめざして、取り組んでいきたいと考えており、次期の行財政改革取組において、その旨明記しました。</p> <p>また、スマート自治体を推進するにあたっては、職員の資質の向上につながるよう、取組の進め方についても検討していきたいと考えています。</p>

番号	申し入れ 内容	主担当部局	委員会意見	回 答
3	コンプライ アンスの推 進	総務部	<p>行財政改革取組は知事部局の計画ですが、県民の皆さんの信頼を回復していくためには、知事部局のみならず教育委員会、警察本部など全職員のコンプライアンス意識を高めることが重要であると考え、ことから、コンプライアンスの推進にあたっては、全庁をあげて連携し取り組まれるよう要望します。</p>	<p>コンプライアンスの推進にあたっては、教育委員会や警察本部の職員を含む、全ての職員の意識を高めることが重要であると考えています。</p> <p>これまでも情報共有しながら取組を進めているところですが、業務内容の特殊性や任命権者それぞれのマネジメント方法があることから、具体的な取組については、教育委員会や警察本部が主体的に内容を決定し、実施しています。</p> <p>今後とも、県民の皆さんの信頼回復のため、教育委員会、警察本部と連携して取組を進めてまいります。</p>

6 職員の人材育成等について

1 「三重県職員人づくり基本方針」の改正について

県では、平成 28 年 12 月に改定を行った「三重県職員人づくり基本方針」に基づき人材育成に取り組んできたところです。

現在、「みえ県民カビジョン・第三次行動計画（仮称）」及び「第三次三重県行財政改革取組（仮称）」の策定に合わせて、「挑戦する風土・学習する組織」、「時代の変化に的確に対応できる多様な人材育成」に向けて、基本方針の改定について検討を進めています。

県民ニーズの多様化、業務の高度化・複雑化や厳しい行財政環境の中で、引き続き、現場を重視し、県民の皆さんと「協創」の取組を進めるとともに、自ら考え、未来を切り開くための取組にも果敢に挑戦できる人材育成を進めていく必要があります。また、県民の皆さんからの信頼回復に向け、職員一人ひとりのコンプライアンス意識向上に向けた更なる取組が必要です。

検討においては、各部局において「人づくり」にかかる議論・意見交換を行うとともに、各部局職員から構成する「『三重県職員人づくり基本方針』改定ワーキンググループ」において検討を行い、「『三重県職員人づくり基本方針』の改定にかかる報告書」をとりまとめたところです（別添資料参照）。

今後は、この報告書をもとに、「三重県職員人づくり基本方針」の改定作業を進めていきます。

2 その他の職員に関する計画の策定について

次世代育成支援のための三重県特定事業主行動計画第 2 次前期計画について、今年度が最終年度であるため、第 2 次後期計画の策定の準備を進めています。

また、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）が改正され、障がい者雇用の計画的な推進等のため、各任命権者が障害者活躍推進計画の策定をする必要があり、準備を進めています。

これらの計画についても、国から示される指針や職員の意見等もふまえ、策定を進め、「三重県職員人づくり基本方針」の改定とも整合を図っていきます。

3 今後の予定

「三重県職員人づくり基本方針」、「次世代育成のための三重県特定事業主行動計画（第 2 次後期計画）」及び障害者活躍推進計画について、3 月の総務地域連携常任委員会において報告するとともに、今年度中に改定及び策定を行う予定です。

7 審議会等の審議状況について

(令和元年9月18日～令和元年11月24日)

三重県公益認定等審議会

1 審議会等の名称	三重県公益認定等審議会
2 開催年月日	令和元年11月20日
3 委員	会長 澤田 博 委員 奥島 要人 ほか2名
4 諮問事項	公益認定申請に係る諮問 (答申1件) ・(一社) 日本へら鮎プロ認定協会 変更認可申請に係る諮問 (答申1件) ・(一社) 伊勢青年会議所
5 調査審議結果	・ 公益認定申請があった法人は、認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。 ・ 変更認可申請があった法人は、認可の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。
6 備考	

注) (一社): 一般社団法人